

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日向市実行委員会

第3回総会

【別冊】



日時 令和8年6月2日（火）14時

会場 日向市中央公民館

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 第3回総会 別冊資料 目次

(令和8年2月12日 日向市実行委員会第2回常任委員会 承認事項)

- No. 1 第2回総務企画専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市識別用品整備要項 P 1
 - 2 日向市遺失物・拾得物取扱要項 P 3
 - 3 日向市保険加入要項 P 5
 - 4 日向市リハーサル大会ボランティア業務計画 P 8
 - 5 日向市歓迎装飾・おもてなし実施要項 P 16
 - 6 日向市案内所・休憩所設置運営要項 P 17
 - 7 日向市売店設置運営要項 P 19

- No. 2 第2回競技式典専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市情報通信基本計画 P 30

- No. 3 第2回宿泊衛生専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市弁当調達業務実施要項 P 32
 - 2 日向市医療救護実施要領 P 36
 - 3 リハーサル大会救護所設置計画 P 40
 - 4 日向市防疫対策実施要領 P 41
 - 5 日向市食品衛生対策実施要領 P 44
 - 6 日向市環境衛生対策実施要領 P 47

- No. 4 第2回輸送交通専門委員会における付託及び委任事項
 - 1 日向市輸送交通業務実施要項 P 49
 - 2 日向市リハーサル大会輸送計画 P 53
 - 3 日向市消防防災・警備業務実施要項 P 55
 - 4 日向市リハーサル大会消防防災・警備計画 P 58

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし簡素化及び効率化を考慮して、識別用品の一部のみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手・監督
- (7) 医師・看護師
- (8) 報道員
- (9) 視察員
- (10) 大会関係者
- (11) その他日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、国スポに従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

本市開催競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの予算額（以下「予算単価」という。）を超えないものとし、1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町実行委員会との協議による整備

他市町実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における識別用品整備については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係に引き継ぐものとする。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会に引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第2号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第3号）を貼付けして一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第4号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出を受理した旨を伝え、届出番号を教示するとともに、遺失物一覧簿（様式第5号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第2号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署に届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書(様式第6号)を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書(様式第8号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部総務係長は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐ。ただし、実施本部総務係長は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、実施本部総務係長から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書(様式第9号)を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (3) 第26回全国障害者スポーツ大会における遺失物・拾得物の取扱いについては県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」(以下「大会」という。))において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会(以下「実行委員会」という。))が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、損害保険会社等と当該保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

① 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備または競技会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

② 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

③ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

④ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

⑤ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事しているとき、

または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

- (1) 損害賠償責任事故
 - ① 故意による事故
 - ② 地震、台風等の天災による事故
 - ③ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
 - ① 被保険者の故意による事故
 - ② 地震、台風等の天災による事故
 - ③ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
 - ④ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
 - ⑤ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 日向市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険の加入について必要な事項は別に定める

様式第1号

事故報告書

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	【有・無】 撮影者氏名
所有者	住所	
	氏名	
	T E L	() —

【損害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師等・一般観覧者 その他 ()
	住所	
	氏名	年齢 歳
	T E L	() —
医療機関	名称	
	T E L	() —
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市リハーサル大会ボランティア業務計画

1 目的

この計画は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市民運動基本計画」に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の運営に携わる競技会運営ボランティア（以下「ボランティア」という。）の業務を定める。

2 活動予定

ボランティアが活動を予定するリハーサル大会は、次のとおりとする。

競技名	会期	会場
ビーチバレーボール	令和8年6月27日（土） ～28日（日）	お倉ヶ浜海岸特設会場
ソフトボール	令和8年9月12日（土） ～14日（月）	お倉ヶ浜総合公園野球場
軟式野球	令和8年10月31日（土） ～11月2日（月）	お倉ヶ浜総合公園野球場
バスケットボール	令和9年2月19日（金） ～21日（日）	日向市総合体育館 宮崎県立日向高等学校

3 活動内容

ボランティアの活動内容は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	その他競技会運営に関する活動

登録番号	
------	--

参考資料

※実行委員会記入欄

提出日 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ 日向市ボランティア登録申込用紙【個人】

(提出先) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市実行委員会 会長 西村 賢 様

氏 名	フリガナ	生年月日 (西暦)	年 月 日
			(歳)
住 所	〒 ー ※建物名・部屋番号もご記入ください。		
電話番号	() ー ※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。		
緊急連絡先	フリガナ	電話番号 (携帯番号)	() ー
	氏 名 ※ご本人以外で緊急時に確実に連絡がとれる方。 ※必ずご記入ください。		※左記の方へ活動日に連絡がとれる電話番号をご記入ください。
E-mail	@		
希望する業務	1. ()、2. ()、3. () ※下記より希望の業務を3つ選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、⑥と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②休憩所・弁当配布 ③会場整理 ④環境美化 ⑤広報活動 ⑥特に希望なし		
リハーサル大会ボランティア活動について	リハーサル大会(令和8年6月～令和9年2月)でのボランティア活動について、該当する方にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 活動できる <input type="checkbox"/> 活動できない		
県実行委員会への情報提供について	県実行委員会でも、総合開閉会式や総合案内所での大会運営ボランティアを募集しています。県実行委員会の要請に応じて、あなたの個人情報を提供することに同意されますか。詳しくは、県実行委員会にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません		

【個人情報について】

応募された方の個人情報は、日本のひなた宮崎国スポにおけるボランティア運営のために使用し、本人の同意なく、その他の目的には使用しません。日向市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護します。ボランティア登録作業等に当たり、業務委託先に個人情報を提供する場合があります。また、ボランティア活動中の写真・動画など事前に了解を得ず SNS・メディア等に掲載する事があります。

※申込時点で18歳未満の方は、別紙保護者同意書を添付してください。

※ご提出いただいた申込書はお返してきませんので、コピー等を保管してください。

別紙

提出日 年 月 日

(提出先) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市実行委員会 会長 西村 賢 様

ボランティア参加同意書

以下の者について日本のひなた宮崎国スポ日向市大会運営・広報ボランティアに申し込み、その活動などへ参加することに同意します。

参加者氏名	
生年月日 (西暦)	年 月 日 (満 歳)

保護者氏名	※18歳未満の方は、保護者の方ご本人が署名をお願いいたします。
続柄	
緊急連絡先	

【問い合わせ先】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局
(日向市経済戦略部国スポ・障スポ推進課内)

〒883-0046 宮崎県日向市中町3番16号

TEL: 0982-52-5901 FAX0982-52-5907

e-mail: koku-shouspo2027@hyugacity.jp

登録番号	
------	--

※実行委員会記入欄

提出日 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ
日向市ボランティア登録申込用紙【団体】

(提出先) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長 西村 賢 様

団体名	フリガナ

●代表者の方

氏名	フリガナ	生年月日 (西暦)	年 月 日 (歳)
住所	〒 — ※建物名・部屋番号もご記入ください。	代表者の方の 活動有無	参加メンバーとして活動 (する ・ しない)
電話番号	() — ※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。		
緊急連絡先	フリガナ 氏名 ※ご本人以外で緊急時に確実に連絡がとれる方。 ※必ずご記入ください。	電話番号 (携帯番号)	() — ※左記の方へ活動日に連絡が とれる電話番号をご記入く ださい。
E-mail	@		
希望する業務	1. ()、2. ()、3. () ※下記より希望の業務を3つ選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、⑥と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②休憩所・弁当配布 ③会場整理 ④環境美化 ⑤広報活動 ⑥特に希望なし		
リハーサル大会 ボランティア活 動について	リハーサル大会(令和8年6月～令和9年2月)でのボランティア活動について、 該当する方にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 活動できる <input type="checkbox"/> 活動できない		
県実行委員会へ の情報提供 について	県実行委員会でも、総合開閉会式や総合案内所での大会運営ボランティアを 募集しています。県実行委員会の要請に応じて、あなたの個人情報を提供する ことに同意されますか。詳しくは、県実行委員会にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません		

【個人情報について】

応募された方の個人情報は、日本のひなた宮崎国スポにおけるボランティア運営のために使用し、本人の同意なく、その他の目的には使用しません。日向市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護します。ボランティア登録作業等に当たり、業務委託先に個人情報を提供する場合があります。また、ボランティア活動中の写真・動画など事前に了解を得ず SNS・メディア等に掲載する事があります。

※団体申込の場合は、活動日・場所・内容について、原則として代表者へ連絡をさせていただきます。各登録者への連絡は代表者からお願いします。

※応募時、未成年(18歳未満)の方が参加される場合は、別紙同意書が必要となります。

提出日 年 月 日

●活動されるメンバー

NO	氏名	フリガナ	生年月日（西暦）	ボランティア経験の有無
①				有 ・ 無
②				有 ・ 無
③				有 ・ 無
④				有 ・ 無
⑤				有 ・ 無
⑥				有 ・ 無
⑦				有 ・ 無
⑧				有 ・ 無
⑨				有 ・ 無
⑩				有 ・ 無
⑪				有 ・ 無
⑫				有 ・ 無
⑬				有 ・ 無
⑭				有 ・ 無
⑮				有 ・ 無
⑯				有 ・ 無
⑰				有 ・ 無
⑱				有 ・ 無
⑲				有 ・ 無
⑳				有 ・ 無

※団体で21人以上になる場合はコピーしてご使用ください。

※ご提出いただいた申込書はお返しできませんので、コピー等を保管してください。

提出日 年 月 日

(提出先) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市実行委員会 会長 西村 賢 様

ボランティア参加同意書

以下の者について、日本のひなた宮崎国スポ日向市大会運営・広報ボランティアに申し込み、その活動などへ参加することに同意します。

参加者氏名	
生年月日 (西暦)	年 月 日 (満 歳)

保護者氏名	※18歳未満の方は、保護者の方ご本人が署名をお願いいたします。
続柄	
緊急連絡先	

【問い合わせ先】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局
(日向市経済戦略部国スポ・障スポ推進課)

〒883-0046 宮崎県日向市中町3番16号

TEL: 0982-52-5901 FAX0982-52-5907

e-mail: koku-shouspo2027@hyugacity.jp



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会



【本大会会期】
令和9年9月26日(日)～
10月6日(水)

日向市

ボランティア 大募集!

一緒に大会を盛り上げよう!

受付・案内

休憩所・弁当配布

会場整理

環境美化

広報活動

活動日

原則1日単位で複数日の参加も可能です。
活動日や場所は活動希望調査票を参考に決定します。

※実際にボランティア活動に従事していただいた方に、日向市実行委員会よりボランティア証明書を発行いたします。

報酬等

研修会・活動にかかる報酬は無償とし、ボランティア用服飾及び弁当は必要に応じて支給します。

保険等

実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入します。

ご応募・お問い合わせ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会

〒883-0046 日向市中町3番16号

(日向市経済戦略部国スポ・障スポ推進課内)


☎ 0982-52-5901

✉ koku-shouspo2027@hyugacity.jp

募集情報の
詳細はこちら



活動内容

区分	活動内容 
受付・案内	競技会場内での受付・案内、資料配布、情報提供
休憩・弁当配布所	休憩所におけるおもてなし、弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動

活動期間

ボランティア登録後から大会終了(令和9年10月6日)まで
※リハーサル大会を含む

募集期間

令和8年2月2日(月)～募集人数に達するまで



応募要件

平成27年4月1日以前(令和9年度に中学生以上)に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。
ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1)本市に在住、通勤、通学している個人
- (2)本市に活動拠点を有する団体
- (3)上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

※応募時点で18歳未満の申込については、保護者の同意が必要です。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市歓迎装飾・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また訪れたい」と思っただけのおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

① 装飾場所

競技会場、主要駅その他必要と認められる場所に設置する。

② 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕等を設置する。設置の際は景観等に配慮し、効果的な装飾になるよう努める。

③ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

④ 装飾の撤去

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が必要と認めるものを除き、大会終了後、速やかに行う。

(2) おもてなし

① 競技会場において、大会参加者等に本市の魅力を発信するコーナーを設置する。

② 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾・おもてなしについては、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市観光・おもてなし基本計画」に基づき、日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置ならびに運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

案内所および休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

案内所および休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

案内所ならびに休憩所の開設時間は、原則として、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。

5 業務内容

(1) 案内所

- ① 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること
- ② 競技の案内に関すること
- ③ 交通、宿泊および観光、物産等の案内に関すること
- ④ 案内資料等の配布に関すること
- ⑤ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関すること
- ⑥ その他各種案内に関すること

(2) 休憩所

- ① 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関すること
- ② その他、休憩所運営に関すること

6 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置・運営については、必要に応じて、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置・運営について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡（2×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、日向市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に挙げる範囲のものとする。

- (1) 大会記念グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品および土産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が認めたもの

7 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

8 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ① 申請時に日向市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
 - ② 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - ③ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会および競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - ④ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件を全て満たす者
 - ① 各競技会の開催期間中、本要項で定める事項を遵守し、継続して出店すること。
 - ② 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
 - ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - ④ 飲食物販売の出店者については、申請時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
 - ⑤ 納税義務が履行されていること。
 - ⑥ 「日向市暴力団排除条例」第2条第2項または同条第3項に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費（発電機、給排水設備等の準備費用等）は、出店者が負担する。
- (2) 出店料は無料とする。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）

- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表および持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 市税の滞納のない証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (6) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (7) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前号に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることのできない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 管理運営

- (1) 売店における販売品および売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を追わない。
- (2) 出店者は、売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (3) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (4) 売店責任者は、実行委員会が競技会に置く係員（以下「係員」という。）の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなくてはならない。
- (5) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (3) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をする事。
- (4) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心掛けること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

17 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指

示に従うものとする。

18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

22 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

電話番号

売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市売店設置運営要項第10の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 出店希望形態 _____ 張 (1テント2間×3間)・その他(_____)

4 添付書類

- ・売店出店概要書 (様式第2号)
- ・売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)
- ・誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- ・営業に関する保健所の営業許可証又は届出済証の写し
- ・市税の滞納のない証明書 (写しでも可、該当者のみ)
- ・売店責任者及び従事者の本人確認書類
(運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの)

5 その他

本申請書 (添付書類含む) は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

(様式第2号)

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品名 (該当品目を○で囲んでください。)	大会記念グッズ・スポーツ用品・郷土物産品および土産品・ 飲食物・宅配便・その他()			
国スポ等出店実績	有()・無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
販売品目価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の欄に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては、駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機、プロパンガス等)

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第3号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属:

担当者氏名:

電話番号:

F A X:

E-mail:

(様式第5号)

日国障実 第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名及び氏名 様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

売 店 許 可 決 定 通 知 書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記の内容で決定となりました。

また、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市売店設置運営要項第13に基づき、臨時営業許可等を必要とする出店者については、令和 年 月 日 () までに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 _____ テント (1張) ・ その他 (_____)
- 3 出店ブース数 _____ 張 (テント販売のみ記入)
- 4 出店許可期間 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () まで

【問い合わせ先】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会事務局
(日向市経済戦略部国スポ・障スポ推進課内)
〒883-0046 宮崎県日向市中町3番16号
電話番号: 0982-52-5901
E-mail: koku-shouspo2027@hyugacity.j

(様式第6号)

日国障実 第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名及び氏名 様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があった日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 名 及 び 氏 名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市売店設置運営要項を遵守すること。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市情報通信基本計画

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、「日向市競技運営基本計画」に基づき、県及び競技団体と緊密に連携し、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会運営に万全を期する。

2 内容

（1）情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て各種情報通信設備を整備する。

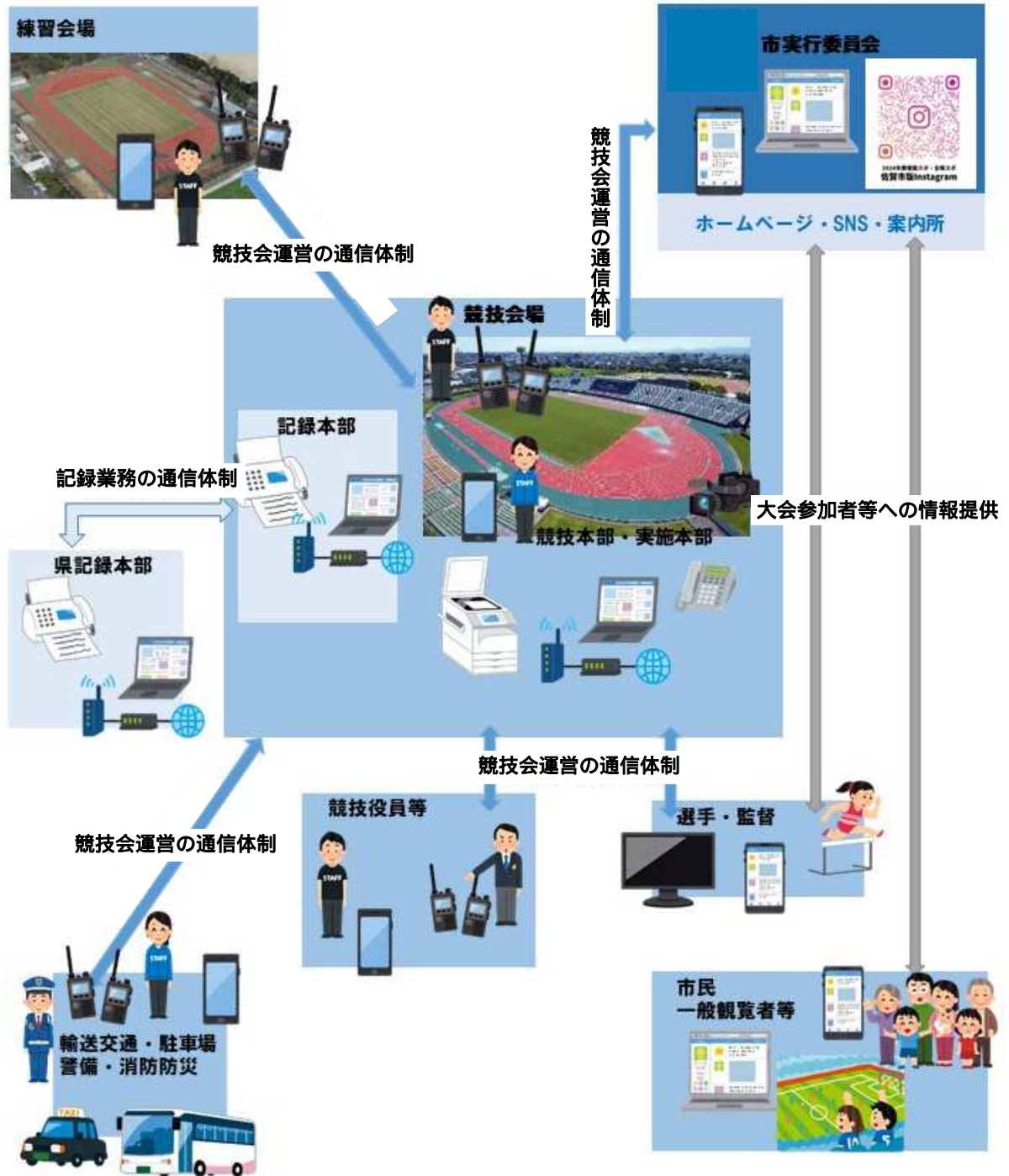
（2）情報通信体制の整備

- ① 競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもと情報通信体制を整備する。
- ② 競技記録を迅速かつ正確に送受信し、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

（3）大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等に対し交通、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

情報通信体制の整備イメージ図



日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市弁当調達業務実施要項

1 趣旨

この要項は、日向市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋、又は支給する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については大会の開催期間、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、実行委員会が選考した施設の中から行うものとする。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれ

かに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不適當と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

10 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市弁当調達業務実施要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 日向市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、所在地の要件については、市実行委員会で特別に認める場合は、この限りではない。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 日向市暴力団排除条例第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 施設の選定時点で過去3年以内に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会期間までに加入できること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり100食以上であること。
- (2) 単価に応じた調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。

- (4) 原材料に日向市特産品または宮崎県特産品を積極的に使用する等、日向市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が準備する容器・包装紙等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ① 弁当の名称
 - ② 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む）
 - ③ 消費期限（時刻まで表示）
 - ④ 添加物（アレルギーを含む）
 - ⑤ 保存方法
 - ⑥ 製造所所在地・製造者名
 - ⑦ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ⑧ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ⑨ 持ち帰りを禁止する表示
 - ⑩ その他実行委員会が指示する表示
- (3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容で提供ができること。
- (5) 原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市医療救護実施要領

1 趣旨

この要領は、「日向市医療救護要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 救護所の設置

(1) 設置場所

- ① 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- ② 救護所内部は衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ③ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

(2) 救護所の設置期間及び開設時間

- ① 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- ② 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

3 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- (2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- (3) 救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）へ報告する。また、実行委員会は医療機関に移送した傷病者のその後の症状や経過を把握するよう努める。

4 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において参加者等に傷病者が発生した場合、宿舎提供者は必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に報告する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(2) 宿舎提供者は、傷病者が医療機関に移送された場合、実行委員会に次の事項を報告する。

- ① 宿舎名
- ② 所属都道府県、傷病者氏名
- ③ 競技名及び参加区分
- ④ 移送した医療機関
- ⑤ 事故又は傷病の発生時間、発生原因
- ⑥ 付添者の氏名及び連絡先

6 実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

実行委員会主催の大会関連イベント等については、必要に応じて医療救護を実施する。

7 医療費の負担

競技会場及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。

8 事後処理

救護所に配置された医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、「取扱傷病者一覧表」(様式第2号)に所定の事項を記載し、「処置記録兼診療依頼書」を添付して、当日の業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

9 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	No.	
発症場所		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 ()		発症日時	令和 年 月 日	
					午前 時 分頃 午後	
傷病者情報	ふりがな 氏名	M・T・S・H・R 年 月 日生 歳		参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()	
	生年月日			競技/会場	競技名 () 会場名 ()	
	住所 連絡先	都道府県名 ()		宿舎の名称		
		(TEL — —) (携帯 — —)		付添者	(携帯 — —)	
保険証等所持の有無		有 ・ 無				
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫傷、切創、裂創、歯牙の外傷、その他 ()				
	受傷部位					
	発症(事故)原因					
	バイタルサイン	体温	℃	脈拍	b p m	血圧 / mmHg
	現病歴				服薬	有()
	既往歴					無
	処置内容	(処置時間：午前・午後 時 分)				
	使用医薬品					
	備考					
搬送	有 ・ 無		救護所医師等氏名			

移送先医療機関 担当医 様

日本のひなた宮崎国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会 会長 西村 賢

本書を医療機関へ送付すること並びに移送先医療機関から「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会」に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

取扱傷病者一覧表

競技名 _____

令和 ____年 ____月 ____日 (____)

会場名 _____

区分	取扱傷病者数						医療機関移送者の数						
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計	
胃腸障害													
感冒													
貧血													
頭痛													
熱中症													
疲労													
眼症													
耳症													
打撲													
捻挫													
骨折													
脱臼													
筋腱断裂													
(挫・切・裂)傷													
歯牙の外傷													
その他													
合計													

リハーサル大会救護所設置計画

競技名	会場名	日付	救護所	医師	看護師 又は 保健師	備考
バレーボール (ビーチバレーボール)	お倉ヶ浜海岸特設会場	令和8年6月27日				競技1日目
		令和8年6月28日				競技2日目
ソフトボール	お倉ヶ浜総合公園 野球場	令和8年9月12日		—	2	競技1日目
		令和8年9月13日		—	2	競技2日目
軟式野球	お倉ヶ浜総合公園 野球場	令和8年10月31日		—	2	競技1日目
		令和8年11月1日		—	2	競技2日目
バスケットボール	日向市総合体育館	令和9年2月19日				競技1日目
		令和9年2月20日				競技2日目
		令和9年2月21日				競技3日目
	宮崎県立 日向高等学校体育館	令和9年2月19日				競技1日目
		令和9年2月20日				競技2日目
合 計			5	7	15	

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策実施要領

1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市防疫対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連携を図り、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 実施内容

（1）衛生に対する意識の向上

選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

（2）感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供および注意喚起を行う。

（3）防疫体制の整備

① 実行委員会は、大会期間中における大会参加者等に感染症患者が発生した場合や、感染症のまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

② 大会参加者等に感染症患者（疑似感染者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、患者が適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。

（4）感染症予防に関する衛生備品の配備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技会場及び練習会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指等消毒液等の衛生備品を配備する。

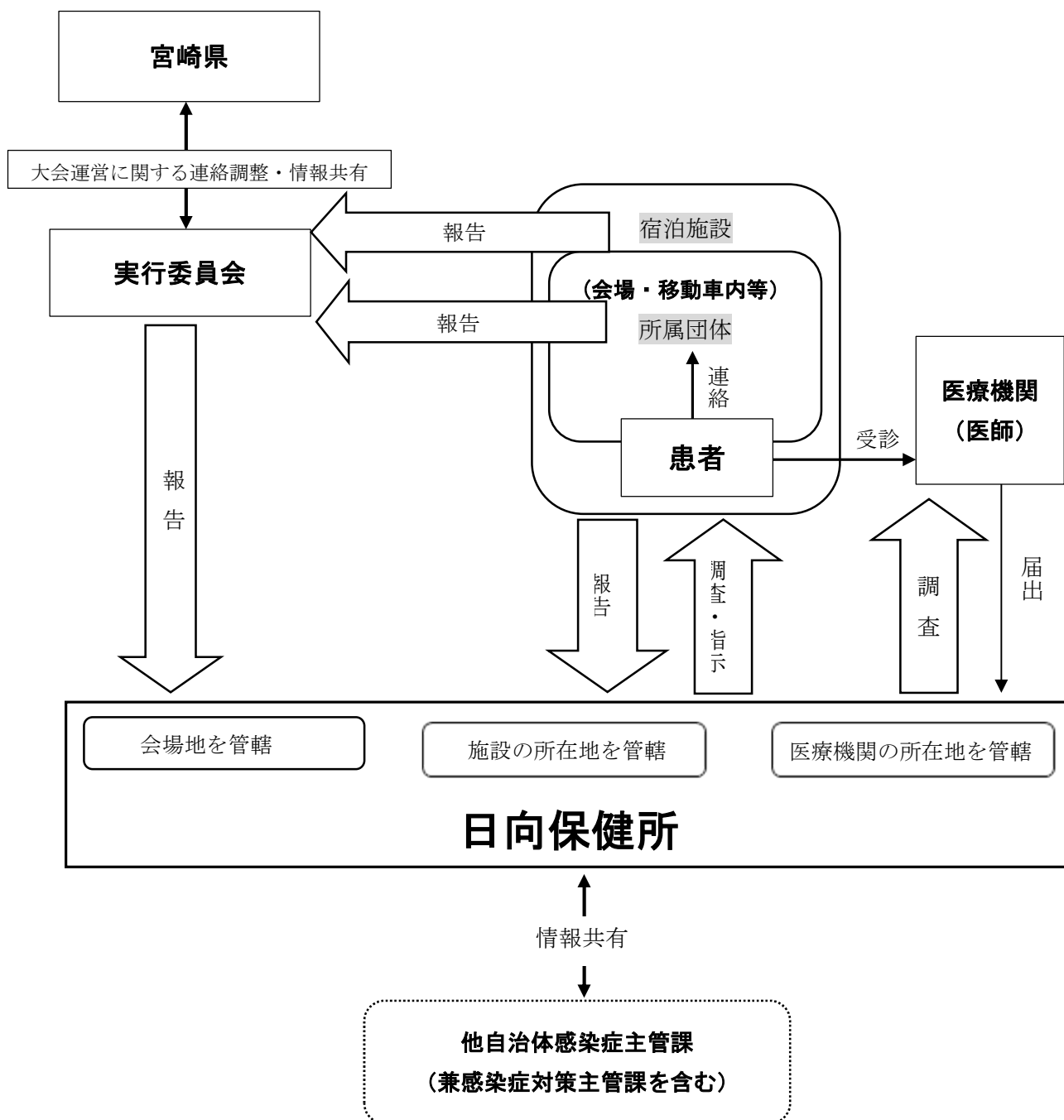
4 その他

（1）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じ

てこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆患者が宿泊する宿泊施設又は患者が所属する団体の責任者は、感染症（疑いを含む）の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、実行委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆実行委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者（疑いを含む）が相当数（10人以上など）発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は日向保健所及び県へ報告する。
- ◆実行委員会は、上記報告のほか、県等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市食品衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市食品衛生対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）対象となる食品提供施設

① 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）が競技会場等で喫食する食事を調製する施設

② 宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

③ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

④ 臨時の食品営業施設

競技会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

⑤ 無料食品提供施設

競技会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

⑥ 弁当引換所

競技会場内に臨時的に設置される弁当の引換所食品衛生に対する意識の向上

（2）食品衛生に関する意識の向上

① 広報・啓発活動

実行委員会は、日向保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民及び大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

② 食品衛生講習会

実行委員会は、日向保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。

(3) 食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員および大会関係者並びに一般観覧者に対して、食品提供施設に関し日向保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努めるものとする。

(4) 健康管理

実行委員会は、日向保健所等の関係機関・団体と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

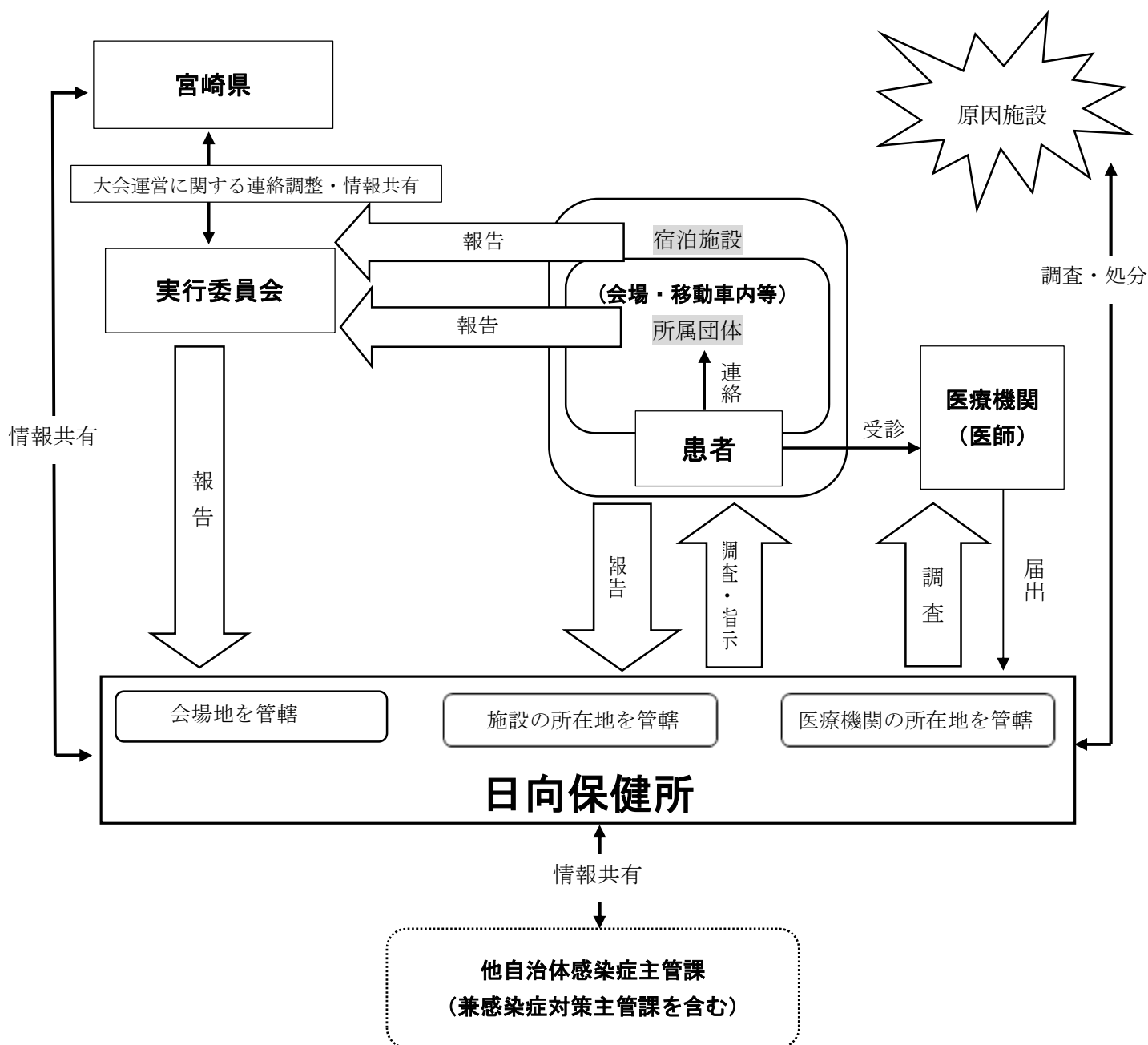
(5) 食中毒等発生時の対応

- ① 実行委員会及び食品関係施設の関係者は、食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手したときは、速やかに日向保健所に通報する。
- ② 実行委員会及び食品関係施設の関係者は、日向保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。
- ③ 実行委員会および日向保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。
- ④ 実行委員会は、県実行委員会及び日向保健所と連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (2) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。

食中毒等健康被害（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆患者発生施設（宿泊施設・会場・移動車内等）又は患者所属団体は、直ちに実行委員会に報告するとともに、食品衛生法等に基づき、日向保健所に報告する。
- ◆実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒等健康被害に関する情報を得た場合、直ちに日向保健所に報告する。
- ◆食中毒等の健康被害が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、日向保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市環境衛生対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）競技会場等の環境美化

- ① 競技会場及び練習会場（以下「競技会場等」という。）内やおもてなしコーナーにごみ箱の設置を必要に応じて行うとともに、定期的な清掃を実施する。
- ② 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。また、ごみ分別区分に応じて分別収集を行い、リサイクルの推進に努める。
- ③ 競技会場等の清掃は、会場の規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- ④ 競技会場等のトイレ（仮設を含む）は、清掃、点検、し尿の汲み取り等を定期的に行い、常に清潔を保持するよう衛生的に管理する。

（2）生活環境の美化

- ① 実行委員会は、競技会場等における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関・団体等の協力を得て実施する。
- ② 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄及び放置禁止を呼びかけるなど啓発を行う。

（3）廃棄物の適正な処理

- ① 広報紙、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等の意識向上に努める。
- ② 一般観覧者については、ごみの持ち帰りを推進し、ごみの減量化に務める。
- ③ 救護所等で排出されるごみのうち、感染する疑いのある廃棄物については、適正に処理する。

(4) 宿舎の衛生対策

日向保健所等の関係機関・団体と連携し、宿泊衛生意識の向上及び環境衛生の保持に努めるよう宿泊施設に対し指導を行う。

(5) 飲料水の衛生対策

① 実行委員会は日向保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎へ飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。

② 実行委員会は日向保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

(6) 衛生害虫等の対策

実行委員会は、日向保健所等の関係機関と連携するとともに、民間団体、地域住民の協力を得て、衛生害虫等の発生防止のための啓発、予防、駆除の指導を行い、適正な環境づくりに努める。

(7) 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、道路、駐車場およびその他屋外の公共の場所等、喫煙所以外では喫煙しないように働きかける。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

日向市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「日向市輸送交通基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宮崎県が設置する日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ① 選手・監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 報道員、視察員
- ⑤ 一般観覧者
- ⑥ 上記の他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ① 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅および指定駐車場、その他大会関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- ② 輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ③ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメー

トル未満をいう。) の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

① 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

② 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

③ 輸送経路の設定

参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

④ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

⑤ 広域配宿における輸送

広域配宿によって本市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督、競技役員等の輸送を実施する。

⑥ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

⑦ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

⑧ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

⑨ 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、競技役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1箇所以上設定する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

① 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

② 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

③ 予備車の確保

輸送交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

① 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

② 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するために、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

③ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な個所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

④ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

⑤ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。

⑥ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

⑦ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車場許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

⑧ 交通環境整備

輸送交通業務の実施期間中における環境負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利

用の自粛等の啓発を行う。

⑨ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修など必要な保全対策及び輸送交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務の実施について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ 日向市リハーサル大会輸送計画

1 目的

日本のひなた宮崎国スポ日向市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「日向市輸送交通業務実施要項」に基づき、必要な事項を定める。

2 輸送計画の基本的な考え方

（1）計画輸送実施競技の選定方針

① 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

② 日本のひなた宮崎国スポに向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

（2）実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス・タクシーを利用して、集合地、宿舎、競技会場、駐車場の間を輸送する。

3 競技会ごとの輸送計画

計画輸送を行うリハーサル大会ごとに、輸送対象者の輸送方法等について輸送計画を作成する。

4 駐車場

（1）大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合等においては、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

（2）駐車場については、大会参加者等（一般観覧者を除く。）を優先し、空きがある場合は、一般観覧者用の駐車場を設ける。

（3）駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対して事前に駐車許可証を交付する。

（4）大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

リハーサル大会の前に、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対し来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「日向市消防防災・警備基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、大会準備期間中及び大会会期中とする。

3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 大会準備期間中

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防・警察その他関係機関（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会会期中

実施本部内に消防防災・警備業務担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の消防防災および警備業務を実施する。

5 消防防災業務

(1) 基本事項

- ① 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- ② 日向市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

① 大会準備期間中

- ア 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- イ 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- ウ 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- エ 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関すること。

- オ 競技会場等での避難訓練に関する事。
- カ 競技会場等の実地踏査に関する事。
- キ 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- ク その他必要な消防防災業務に関する事。

② 大会会期中

- ア 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- イ 競技会場等における救急救助に関する事。
- ウ 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- エ その他必要な消防防災業務に関する事。

6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

① 大会準備期間中

- ア 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- イ 競技会場等の実地踏査に関する事。
- ウ 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- エ 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- オ 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。
- カ 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- キ その他必要な警備業務に関する事。

② 大会会期中

- ア 競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関する事。
- イ 通信手段の確保及び運用に関する事。
- ウ 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- エ 大会参加者等の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- オ 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- カ 入退場者管理に関する事。
- キ 迷子及び遺失物への対応に関する事。
- ク 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。
- ケ 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- コ 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- サ その他必要な警備業務に関する事。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における消防防災・警備については、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務の実施について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ 日向市リハーサル大会消防防災・警備計画

1 目的

日本のひなた宮崎国スポ日向市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、消防防災・警備業務を円滑に行うため、「日向市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、必要な事項を定める。

2 消防防災業務

(1) 実施体制

リハーサル大会における消防防災業務は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び実施本部が主体となり実施するものとし、必要に応じて日向市消防本部へ協力を依頼する。

(2) 実施期間

リハーサル大会の準備期間中及び大会開催中

(3) 実施場所

リハーサル大会の競技会場、練習会場及び駐車場（以下「競技会場等」という。）

(4) 消防防災実施業務

- ① 消防防災業務における関係機関との連絡調整
- ② 火災の警戒及び初期消火活動
- ③ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ④ 競技会場の収容可能人数と収容人員の把握
- ⑤ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ⑥ 火災その他災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出・救助
- ⑦ 日向市消防本部からの指摘及び助言事項に対する改善措置

(5) 日向市消防本部との連携

次のことについて、日向市消防本部に依頼する。

- ① 競技会場等における実地踏査及び消防防災設備等の点検
- ② 消防防災に必要な教育訓練の実施
- ③ 競技会場等の巡回警備及び巡回警備終了後の「消防巡回警備報告書」（様式第1号）の提出

3 警備業務

(1) 実施体制

① 実施場所

原則として、競技会場等及び沿道とする。

② 実施期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までとする。ただし、仮設物等の夜間警備が必要な競技については、競技終了の翌日までとする。

③ 実施時間

競技ごとに、別途定める。

(2) 警備実施業務

① 交通誘導警備

- ア 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導
 - イ 競技会場周辺及び駐車場における車両・歩行者の整理並びに誘導
 - ウ 違法駐停車の防止及び排除
- ② 夜間警備
- ア 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊等の防止
 - イ 不審者及び不審物への警戒
 - ウ 事故発生時における関係機関への通報
- ③ 会場警備
- ア 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒
 - イ 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知又は発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
 - ウ 写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応を含む。）
 - エ 競技会場における選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の入退場管理
- ④ その他
- ア 事故発生時、緊急時における実施本部への連絡
 - イ 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備
 - ウ 警察・消防活動への協力
- 4 大規模災害及び突発重大事案対応
- 大規模災害及び突発重大事案発生時には事案の概要、被害状況を把握するとともに交通情報を収集する。また、関係機関と緊密な連携を取り、大会参加者等の安全確保と避難誘導に努める。
- 5 その他
- この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

様式第1号

日本のひなた宮崎国スポ日向市競技別リハーサル大会 消防巡回警備報告書

巡回場所			
巡回日時	令和 年 月 日 ()		
	1	時 分 ~	時 分
	2	時 分 ~	時 分
3	時 分 ~	時 分	
巡回者 (所属・氏名)	所属	代表者氏名	他 名
チェック項目			
【火気の管理】	<input type="checkbox"/> 会場内・駐車場内での火気の管理状況（特に喫煙場所） <input type="checkbox"/> 喫煙場所以外の場所で喫煙されていないか <input type="checkbox"/> 喫煙場所の灰皿に水が入っているか <input type="checkbox"/> 屋台等が出ている場合、燃料携行缶等の管理が徹底されているか <input type="checkbox"/> 消防水利・消防用施設の前に障害物が置かれていないか（駐車されていないか） <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
【避難対策】	<input type="checkbox"/> 収容人員を超えていないか（本部で確認する） <input type="checkbox"/> 避難経路の掲示がされているか <input type="checkbox"/> 避難路に物等が置かれ障害となっていないか <input type="checkbox"/> 誘導灯はきちんと点灯しているか <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
【その他】	<input type="checkbox"/> 緊急車両の侵入経路が確保されているか <input type="checkbox"/> 通報及び事故発生時の通路系統が整えられているか（本部で確認） <input type="checkbox"/> 誘導員（警備員含む）が配置されているか <input type="checkbox"/> その他指摘事項		
指摘事項（上記のとおり巡回した結果、次について細部指摘する）			
指摘事項に対する改善状況			

- ※ 不備事項があれば×を記入する。
- ※ 不備事項で必要と思われるものについては、指摘事項欄に追記すること。
- ※ 指摘事項に挙げられた内容について、早急に改善し、改善状況欄に追記し消防本部へ報告すること。